

番号：140313
 国名：カメルーン
 担当：農村開発部乾燥畑作地帯第二課
 案件名：熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト（市場調査）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：市場調査
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年6月中旬から2014年9月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 2.33M/M、合計 2.83M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	70日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月28日(12時まで)
- (4) 提出場所：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限
 時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - 1) 業務実施の基本方針 16点
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - 1) 類似業務の経験 40点
 - 2) 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - 3) 語学力 16点
 - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	農産物市場調査に係る各種業務
対象国／類似地域	カメルーン／全途上国
語学の種類	英語または仏語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病、入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明証)が必要です。

6. 業務の背景

カメルーンにおいて農業は基幹産業であり、就業人口の約 61.7% (2007 年)、GDP の約 2 割 (2009 年) を占めている。近年、コメの消費量増加 (2008 年の推定で年間 25.7kg/人) の一方、国内生産は停滞し、コメ生産面積は 4.4 万 ha、生産量は 10 万 t (2007 年、平均収量 2.27 t/ha) にとどまる中、2007 年には 47 万 t 以上のコメが輸入されている。同国における主な農作物は、北部のミレット、ソルガム、中部から南部にかけてのトウモロコシ、南部のバナナ、イモ類であり、これらの作物が主食となっているが、近年、大都市圏を中心にコメの消費が急速に広まりつつあり、食糧安全保障の観点から、国内コメ生産の振興が急務となっている。

2008 年 10 月に実施された第 1 回「アフリカ稲作振興のための共同体 (“Coalition for African Rice Development”、以下 CARD)」本会合において、同国は第 1 グループ支援対象国に選定され、当該国の稲作振興戦略文書 (“National Rice Development Strategy”、以下 NRDS) も策定されている。CARD 対象国においては、それぞれの NRDS の下、コメ増産に向けた新たな取り組みを開始することが期待されており、JICA は CARD 取組みの推進に積極的に取り組んでいる。同国稲作分野への JICA 協力としては、2009 年 6 月、コメセクターの現状把握と協力方針策定を目的とした協力準備調査が実施され、同調査の結果として、同国の灌漑稲作地帯である北部及び西部の生産米の多くが国外に流出し、コメの大消費地である南部のヤウンデ、ドゥアラといった大都市に供給されていないこと、南部の熱帯雨林地域は気候的に稲作栽培に適するものの開発が進んでいないこと等が明らかとなり、同国南部における大都市へのコメ供給を目指した稲作振興の必要性が提言された。同提言を受けたカメルーン政府は、首都ヤウンデのある中央州と隣接する東部州および南部州の 3 州における稲作 (陸稲) 振興を目的とした技術協力プロジェクト「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という) を我が国に対し要請し、2011 年 5 月より 2016 年 5 月まで実施中である。

本プロジェクトは、①陸稲栽培を普及するための陸稲品種と栽培技術の特定、②農業普及関係者、及びパイロット地域の中核農民への陸稲栽培研修、③研修を受けた農業普及関係者と中核農家による一般農家向け研修、④収穫後処理技術の改善に向けた活動を実施することにより、陸稲を栽培する農家数が増加することを目的とした 3 年間の技術協力プロジェクトであったが、2013 年 2 月に実施した中間レビュー時に陸稲生産の成功率向上、種子生産能力向上への貢献、プロジェクト成果経験の共有の促進のため 20 ヶ月の延長を提言され、合計で 4 年 8 か月の協力期間となった。その後、2013 年 12 月に実施した終了時評価時にもプロジェクト目標達成を確認する期間としてさらに 4 か月の延長が提言され、合計で 5 年の協力期間となった。2011 年 5 月のプロジェクト開始以降、3 名の長期専門家 (チーフアドバイザー、研修/プロジェクト運営管理、稲作栽培) が派遣され、農業・農村開発省 (“Ministry of Agriculture and Rural Development”、以下 MINADER) をカウンターパート (C/P) とし、プロジェクト圃場での栽培実験、普及用種子生産、MINADER 普及関係者への研修、一般農家への陸稲栽培普及 (種子配布を含む) に協力している。

2014 年 5 月現在、プロジェクト開始より 3 年を経過し、2 年の延長期間を迎えるにあたり、栽培継続農家数も徐々に増加してきている中、収穫後の処理及び、販売への関心が高まってきている。栽培されたコメはあくまで自家消費にとどまっている地域もあるが、都心部及び周辺国の大消費地を抱える立地条件から今後の展開として、販売への可能性を検討する必要がある。プロジェクトでも一部農民から販売について要望を確認できているが、市場の実態を踏まえたコメの流通・販売等に係る全体の現状把握はできていない状況である。

本業務従事者は、これまでのプロジェクトの活動内容、種子配布および栽培技術普及手法、対象地域稲作農民の営農形態や社会経済的状況を踏まえた上で、パイロットサイトにおいて米の流通に関する市場調査を企画・実施する。また、その活動全般を通じ、OJT によりプロジェクト C/P に対する技術移転を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、派遣中の長期専門家及び担当 C/P と協力の上、対象地域の稲作農民の営農、社会経済的状況を踏まえつつ、コメの流通に関する市場調査を設計・企画し、C/P と協働で同調査を実施する。また、調査結果に基づき、収穫した米の販売の可能性についてプロジェクトと協議する。なお、これら活動全般を通じた OJT により C/P に対して技術移転を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備 (2014 年 6 月中旬)
 - 1) 本プロジェクトに関する事前調査報告書、M/M、R/D、月報、半期報告書、中間評価レポート、その他既存の資料等を通して、プロジェクトの活動と計画の詳細、プロジェクトの活動実績等を把握する。
 - 2) アフリカ地域のコメ流通に係る市場調査に関する既存の事例を収集し、内容と課題を分析の上、実施する市場調査の骨子を作成する。
 - 3) 2) 及び (2) に示す調査項目を踏まえ、現地派遣期間の業務内容に関し、ワークプラン(和文・英文または仏文)を作成し、JICA 農村開発部に提出し説明を行う。
- (2) 現地派遣 (2014 年 6 月下旬～8 月下旬)
 - 1) 現地業務開始時に関係者 (JICA カメルーン事務所、C/P、プロジェクト専門家) へワークプランの説明を行い、必要に応じて活動計画を修正する。また、適宜 JICA カメルーン事務所および農村開発部へ報告する。
 - 2) コメ流通・市場に係る関係省庁の所掌業務、実施体制及び活動状況 (組織図、人員、予算、実施中のプログラム) を把握する。
 - 3) コメ流通・市場に係る政府戦略、政策・制度、法規等及び価格決定のプロセスを把握する (買い取り制度、補助金、輸出入決定プロセス含む)
 - 4) 米の需給状況及び輸出入状況を把握する。
 - 5) 主要生産地において生産されている米の流通経路及び輸送、貯蔵、消費地の各段階における流通システム並びにインフラ (農道、市場、倉庫等) やパッキング資機材の調達先及び調達状況の現状確認・分析を行う。
 - 6) 米の加工・流通・販売に関わる者 (農民、農民組織、生産者組織、流通・販売組織、仲買人) の情報収集・現状整理を行う。特にプロジェクト実施以前から稲作栽培実績がある地域である Ndop および Tonga/Makenene における流通・販売組織および仲買人の数・種類 (単一業者のみか、複数いるのか、複数いるとすれば横の連絡はあるのか、あるとすればどのようにしているのか) の情報収集を行う。
 - 7) 国産米に対するカメルーン人の嗜好性及び購買消費動向についての調査を行う。
 - 8) 米及び共に栽培されている野菜やトウモロコシ等のうち周辺国への需要が特に高い産品を特定し、その流通経路の調査を行う。
 - 9) 米販売の試行・プロモーションを行う。
 - 10) 1) ～9) の結果を踏まえ、プロジェクトにおけるマーケティングに関する活動案を提示する。
 - 11) 上記活動をまとめた現地業務結果報告書 (和文要約・英文または仏文) を JICA カメルーン事務所及び C/P 機関に提出する。
- (3) 帰国後整理期間 (2014 年 9 月上旬)
 - 1) 現地業務結果を JICA 農村開発部に報告する。
 - 2) 専門家業務完了報告書 (和文) を完成させ、JICA カメルーン事務所の承認を得たうえで JICA 農村開発部へ提出及び報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン
 - 和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA カメルーン事務所へ各 1 部)
 - 英文または仏文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA カメルーン事務所、C/P 機関へ各 1 部)
- (2) 現地業務結果報告書
 - 英文または仏文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA カメルーン事務所、C/P 機関へ各 1 部)
 - 和文要約 2 部 (JICA 農村開発部、JICA カメルーン事務所へ各 1 部)
- (3) 専門家業務完了報告書
 - 和文 2 部 (JICA 農村開発部、カメルーン事務所)

上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。(見積を計上して下さい)。

航空経路は、成田・羽田⇒パリ⇒ヤウンデ⇒パリ⇒成田・羽田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地調査期間は2014年6月23日～2014年8月31日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・チーフアドバイザー(長期専門家)
- ・研修/プロジェクト運営管理(長期専門家)
- ・稲作栽培(長期専門家)

3) 便宜供与内容

当機構カメルーン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
希望があれば手配可能
- ② 宿舍手配
希望があれば手配可能
- ③ 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供
- ④ 通訳備上
必要に応じて通訳(英語⇔仏語)の提供
- ⑤ 現地日程のアレンジ
要相談、プロジェクトチームとの協議の上決定します。
- ⑥ 執務スペースの提供
必要に応じてプロジェクトの執務室の使用が可能(ネット環境完備)

(2) 参考資料

1) 本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部乾燥畑作地帯第二課(TEL:03-5226-8422)にて閲覧可。

- ・プロジェクトが作成した資料(月報、半期報告書、ポスター類の指導用資料など)
- ・社会調査専門家報告書(2013年9月～11月)
- ・終了時評価報告書(要約)

2) 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト概要
<http://www.jica.go.jp/oda/project/1000645/index.html>
- ・プロジェクト基本情報
<http://gweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/5CA4F5CC3DA7CBDC492577BD0079E151?OpenDocument>

・ 詳細計画策定調査報告書

http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12025011_01.pdf

・ 中間レビューレポート

<http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12125522.pdf>

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) カメルーン国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、十分な安全対策措置を講じることとする。

以上